

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月24日	
広島市長 殿	
提出者	
住所	大阪府大阪市西区靱本町1-4-12
氏名	東亜建設工業株式会社西日本建築支店 執行役員常務支店長 麥田 和義
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	06-7175-9567
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東亜建設工業株式会社西日本建築支店
事業場の所在地	大阪府大阪市西区靱本町1-4-12
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	令和5年度西日本建築支店 完成工事高 258.99億円
③従業員数	西日本建築支店 178名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥										
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	79.46	71.51								
紙くず	18.33	16.5								
木くず	36.41	32.77								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	20.34	18.31								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	23.4	21.06								
鋳さい										
がれき類	537.38	483.64								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	715.32	643.79	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥										
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	79.46	71.51	27.97	25.17	79.46	71.51	0	0	0	0
紙くず	18.33	16.5	7.41	6.67	18.33	16.5	0	0	0	0
木くず	36.41	32.77	10.23	9.21	36.41	32.77	0	0	0	0
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	20.34	18.31	18.87	16.98	20.34	18.31	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	23.4	21.06	1.2	1.08	23.4	21.06	0	0	0	0
鋳さい										
がれき類	537.38	483.64	75.03	67.53	371.62	334.46	0	0	0	0
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	715.32	643.79	140.71	126.64	549.56	494.61	0	0	0	0

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別添2 管理体制図のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・工事毎に廃棄物搬出量の削減等に向けた計画を策定。 ・施工検討会で3R(リデュース、リユース、リサイクル)促進に向けた対策の確認・指導を実施。 ・現場加工を減らし工場加工とし、廃棄物発生を抑制を図る。 ・資材納入業者契約時に簡易梱包、梱包材の最小量化を要請。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・現状の取組をより徹底し、効果的な取組とする。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・がれき類、金属、紙、木くず、廃プラ、ガラス屑等可能な限り分別実施。 ・分別ボックスの設置を徹底。物理的に設置できない場合等は土嚢袋等を用いて分別を徹底。 ・各現場ごとに分別方法、適正保管等に関する教育を行い、末端作業員まで分別徹底を促進。 ・パトロールにて混合廃棄物の発生抑制対策を確認・指導是正を実施。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・現状の取組をより徹底し、効果的な取組とする。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・委託契約書締結前及び定期的に中間処理施設、最終処分場のパトロールを実施。 処理能力・状況を確認した上で、適正業者かどうかを確認。 ・委託契約時には許可内容、許可車両番号、運搬経路等の確認を行った上で 書面により委託契約書を締結。 その際、電子委託契約が可能な業者については電子委託契約書を締結。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・現状の取組をより徹底し、効果的な取組とする。 特に、委託業者の絞込みの実施を強化し、電子委託契約書利用の 拡大に努める。

別添 1 処理工程図

産業廃棄物の一連の工程

- ・汚泥
中間処理業者に委託して、固形化若しくは焼却
- ・廃プラスチック類
中間処理業者に委託して、選別若しくは破碎
- ・紙くず
中間処理業者に委託して焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・木くず
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・繊維くず
中間処理業者に委託して焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・金属くず
中間処理業者に委託して選別、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
中間処理業者に委託して選別
- ・コンクリート塊
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・アスファルト・コンクリート塊
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・建設混合廃棄物（管理型）
中間処理業者に委託して、選別若しくは破碎
- ・がれき類（石綿含有産業廃棄物）
最終処分業者に委託して埋立

別添 2 管理体制図

別 紙 2

産業廃棄物に関する管理体制

統括責任者	所属:西日本建築支店 職・氏名 執行役員常務支店長 麥田 和義		
廃棄物担当	組織名:安全環境部 組織人数:4人		
役割	CSR委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で ・委員長一支店長・委員一各部署長	
	産業廃棄物処理責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○支店の廃棄物管理目標の策定 ○廃棄物処理に関する各種決定事項の決定、承認	
	廃棄物担当者 (又は作業所長)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項	

廃棄物管理組織図

